

「健康宣言の取組項目」の標準化について

1. 目的

○より効果的に従業員の健康を維持、増進していくため、宣言後に取り組んでいただく項目を全支部で標準化する。

2. 岩手支部の取組項目変更点

- ・健診実施率、保健指導実施率の数値目標を設ける。
- ・健診実施率目標は85%以上、保健指導（初回面談）実施率目標は30%以上とする。
- ・目標に達しなかった場合は、次年度以降に達成できるように宣言事業所として取組を継続していただく。

【宣言事業所の実施率（令和2年度）】

	被保険者 カバー率	健診実施率			保健指導（初回面談）実施率		
		宣言あり	宣言なし	差異	宣言あり	宣言なし	差異
岩手	30%	83%	57%	26%	23%	16%	7%
全国平均	12%	79%	53%	26%	31%	18%	13%

3. 変更時期

- ・令和5年4月より、新規宣言事業所への適用、既存宣言事業所の取組内容変更登録を開始。
- ・既存宣言事業所に対する取組項目の変更登録勧奨は令和9年3月まで4年間継続して行う。